



くらすべ山形！移住・交流マルシェ 出店者募集要項

1 趣旨

県外から山形県に移住し就農する者（以下「移住就農者」という。）が、自ら収穫した農産物等を首都圏で試作販売する機会を設けることにより、山形県の農産物等の美味しさを首都圏の消費者にPRするとともに、移住就農者が作った農産物等を通して移住就農の魅力を発信する。また、「くらすべ山形」が東京交通会館で開催する「くらすべ山形！移住・交流フェア」と併せてマルシェを企画することにより、山形県で新規就農を目指す移住相談者が、先輩農業者である移住就農者と実際に話ができる機会を提供する。

2 開催概要

開催日：令和4年10月9日（日）

販売時間：午前10時30分～午後5時00分（予定）

出店場所：東京交通会館1階ピロティ（出入口付近）

（東京都千代田区有楽町2-10-1）

出店数：9（1出店者1ブース）

販売スペース：1ブースあたり、幅1.5m×奥行0.6mのテーブル2台分

販売品目：米、豆、野菜、果物、キノコ、卵、ジュース

3 出店要件

(1) 出店資格

- ① 移住就農者または移住就農者が属する法人若しくは団体（以下「移住就農者等」という。）であること。
- ② マルシェと併せて開催される「くらすべ山形！移住・交流フェア」（東京交通会館12階）に設置予定の「就農相談ブース」において、移住相談者からの相談対応に協力できること。（各出店者1時間程度）
- ③ 開催趣旨に賛同し、積極的に運営協力できる移住就農者等であること。
- ④ 移住就農者等の代表者又は関係者（従事者を含む）等が、暴力団関係者でないこと。

(2) 出店品目

出店することができる品目は、山形県産の米、豆、野菜、果物、キノコ、卵、ジュースとし、次のすべての要件を満たすものとする。

※ 魚介類、食肉、乳類（牛乳等）、弁当、自家製の漬物やドライフルーツ等の加工食品は販売できません。

- i 移住就農者等が自己又は自己の責任において生産又は販売する農産物等であること。
- ii 各種法令、条例等に違反しない品目であること。

4 出店の申請及び決定等

(1) 出店の申請

申込締切りまでに、別紙「出店申込書」を「くらすべ山形」まで提出すること。

(2) 申込締切り

令和4年8月9日（火）

※ 申込は1出店者あたり1ブースとし、申込者（移住就農者等）が任意団体等（例：「〇〇生産〇〇の会」等）に属する場合は、当該任意団体等からの申込は1ブースとします。但し、上限（9ブース）に達しない場合は追加で募集する場合があります。（同一出店者による2ブース目の出店）

(3) 出店の決定等

令和4年8月16日（火）頃までに出店する移住就農者等を決定し、申込者に連絡します。なお、申込が上限を超えた場合は、抽選により出店者を決定します。

※ 出店の決定後、出店者を対象とした説明会を8月30日（火）頃開催する予定です。

5 出店料

無料とする。但し、人件費及び荷物の搬送費等並びにブース毎に必要なとされる備品等（無料で貸し出される備品を除く）は、各出店者の負担とする。

6 出店支援について

・ 1出店者あたり40,000円（山形東京間の1泊旅費×2名分の1/2相当額）を「くらすべ山形」から支援します。

※ 東京に来るスタッフが移住就農者であることが条件となります。

7 その他

・ 販売時は、1ブース2名以上のスタッフでの対応をお願いします。

・ 出店についての詳細は、株式会社東京交通会館及びGINZAFARM株式会社の出店要綱に従うものとします。

・ 当日の流れ等の詳細については、8月30日（火）頃開催予定の出店者を対象とした説明会において説明を行う予定です。

◆ 申込み・問い合わせ

一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター 太田
（愛称：くらすべ山形）

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号

（山形県村山総合支庁3階）

電話：023-687-0777 FAX：023-687-0788

E-mail：furusato3@yamagata-iju.jp